

11月25日

○議長（玉利道満君） ただいまから、平成25年第4回始良市議会定例会を開会します。  
(午前9時59分開会)

○議長（玉利道満君） 本日の会議を開きます。  
(午前9時59分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において、竹下日出志議員と川辺信一議員を指名します。

○議長（玉利道満君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から12月18日までの24日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。  
本定例会の会期は本日から12月18日までの24日間と決定しました。会期日程は配付しています日程表のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
市長より、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、報告第19号 損害賠償の額の決定、平成25年度始良市一般会計補正予算（第9号）の専決処分についての報告書が提出されております。お目通しください。  
市監査委員会からは例月の現金出納検査の結果報告、9月から10月が提出されております。  
10月以降の研修視察の受け入れについては、兵庫県洲本市議会ほか6市議会と3町議会の研修視察を受け入れを行っております。  
また、議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。  
これで、諸般の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） 日程第4、行政報告を行います。  
市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇  
平成25年第4回始良市議会定例会にあたりまして、お手元に配付しております資料に基づき行政報告を申し上げます。

まず初めに、始良市総合防災訓練につきまして申し上げます。

10月31日に実施いたしました始良市として初めての総合防災訓練では、参加機関31機関を含め約1,300人が参加し、南海トラフ巨大地震発生を災害想定として、防災行政無線等を使用しての情報伝達訓練や住民避難訓練、救助訓練、救命処置訓練、避難所運営訓練など、災害発生時の各機関の連携や避難行動の確認等を行いました。そのほか、各小・中学校や地域でも自主的に訓練が実施され、災害発生時の避難方法等が確認されました。

なお、今回の訓練で得たもの、例えば、災害対策本部における各対策部の役割分担の明確化や情報伝達の確認方法、更には、住民の安否確認方法など、今後、地域や各学校等が実施する訓練等にこれらを生かし、市民の防災意識の更なる高揚を図っていきたいと考えております。

第2番目に、国民文化祭始良市実行委員会の設立につきまして申し上げます。

平成27年度に鹿児島県で開催される第30回国民文化祭の本市での事業を円滑に推進するため、第30回国民文化祭始良市実行委員会を11月6日に設立いたしました。国民文化祭は全国各地からアマチュアを中心とした文化団体やアーティストが集まり、各種文化活動を発表・競演・交流する国内最大の文化の祭典で、昭和61年から毎年各県持ち回りで開催されており、平成27年の第30回目が鹿児島県での開催となったものであります。メインの主催事業が平成27年10月31日から11月15日までの16日間に県内各地で行われ、本市においては白銀坂・龍門司坂・掛橋坂を使った、歩き、み、ふれる歴史の道のイベントと、県内外から団体を招いての郷土芸能である太鼓踊りの競演及び箏曲・詩吟・薩摩琵琶・天吹などの邦楽の競演による祭典の3事業を計画しております。今後この実行委員会で各事業の具体的な事業計画・開催要項などを決定してまいります。

第3番目に、松原なぎさ小学校の校章につきまして申し上げます。

平成25年8月1日から8月30日まで全国に校章デザインを募りましたところ、71人の方から応募をいただきました。その後、10月3日及び31日に始良市新設校校章及び校旗選考委員会で協議を重ね、11月7日の定例教育委員会で決定いたしました。

お配りいたしました資料のとおり、制作者は東京都にお住いの立志哲洋氏で、市の花やまざくらの花びらを松原の頭文字であるMであらわすととともに、桜島を臨むなぎさの近くに建つ小学校を表現しております。豊かな自然に恵まれ、潤いや安らぎにあふれる本市で、児童や教職員はもちろん、保護者や地域住民の皆様が夢を育み、花を咲かせるイメージがデザインされております。

今後も平成27年4月の開校に向け、市民の皆様にあふれる松原なぎさ小学校を目指してまいります。

第4番目に、フィリピンの台風被害に対する募金につきまして申し上げます。

フィリピン中部を直撃した台風30号により、同国各地で強風や洪水などによる甚大な被害が発生し、日を追うごとにその被害の規模が拡大しております。現在、多方面の支援活動が開始されておりますが、本市におきましても被災された方々を支援するために各庁舎に募金箱を設置して、市民の皆様へ募金の協力を呼び掛けることにいたしました。募金活動の協力依頼につきましては、12月2日発行の市報に掲載し、広く呼び掛ける予定にしております。なお、市職員においては既に募金を開始しております。

第5番目に、空き家等の売買に関する協定調印につきまして申し上げます。

本市においても年々増加傾向にある空き家等の有効利用を通して、始良市民と都市住民との交流の拡大や定住促進による地域の活性化を目的とする始良市空き家バンク制度事業は、市が空き家についての情報収集や提供を行い、専門知識を有し地域の情報にも精通する鹿児島県宅地建物取引業協会及

び全日本不動産協会鹿児島県支部が、取引仲介の業務支援を行うこととしております。この事業について協議が整いましたので、12月12日に両協会との協定調印式を行うことといたしました。

なお、協定調印後において、事業内容の周知や空き家調査の結果をもとに、空き家バンク登録物件の募集や登録依頼をすることとしており、平成26年4月1日からの事業実施を予定しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（玉利道満君）

日程第5、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第6、議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件

日程第7、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件

日程第8、議案第91号 始良市森山家保存整備基金条例制定の件

日程第9、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）

日程第10、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター（別館））

日程第11、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）

日程第12、議案第95号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市文化会館）

日程第13、議案第96号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）

日程第14、議案第97号 字の区域を変更する件

日程第15、議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）

日程第16、議案第99号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）

日程第17、議案第100号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）

及び

日程第18、議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）

までの14案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

今定例会に提案しております議案第88号から議案第101号までの計14件の議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず初めに、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成26年4月1日から施行される消費税法等の一部改正に伴う消費税率の引き上げに伴いまして、電気料金等の光熱水費や警備業務委託料等の施設管理費用などに係る経費の上昇が確実に見込まれることを考慮し、公平性の確保や受益者負担の原則、更には自主財源の確保の観点から、引き上げられる消費税率及び地方消費税率の上昇分を現在の使用料等に反映させるため、関係する条例を一括して改正するものであります。

具体的な改正内容は、各条例中の別表等に規定されている現在の使用料等を現在の消費税率であります5%で割り戻した原価相当額に、新たな消費税率の8%を加える手法を基本的に採用したものであります。

なお、今回の使用料等の改正は消費税率8%への改正に伴う暫定的なものとし、今後、合併前の3地域間に差異が確認される使用料等について改めて見直しを行うとともに、所管部内の類似施設における適正な原価の洗い出しを併せて実施することにより、始良市全体としての一体的かつ統一的な使用料等の整備を図る予定であります。

次に、議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は平成25年6月12日に公布されました地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に基づき、始良市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、公的年金所得に係る個人の住民税の特別徴収の方法について、特別徴収税額等の変更があった場合にも普通徴収へ移行することなく、引き続き年金からの特別徴収より支払できるように見直すものであります。

また、これまでの株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等による場合と非上場株式——いわゆる一般株式等による場合を別々の分離課税制度に再編されたことに伴う課税特例などに、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は先に提案いたしました始良市税条例の一部を改正する条例と同様、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に基づき、始良市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、これまでの株式等にかかる譲渡所得等の分離課税について、上場株式等による場合と非上場株式——いわゆる一般株式等による場合を別々の分離課税制度に再編されたことに伴う課税特例などに、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号 始良市森山家保存整備基金条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は加治木町朝日町172番地にある森山家及びその周辺の保存整備の財源に充てるため、基金を設けるものであります。

森山家は、主屋、土蔵、旧作業所が国の登録有形文化財となっており、家主が亡くなられたことにより昨年度末に本市に寄贈されたものであります。また、本年度になり相続人から本家屋の維持・管理等にかかる経費にあててほしいとして、500万円の寄付の申し出があったところであります。

市としましては、今後検討すべき本家屋及び駐車場等の周辺整備事業のための貴重な財源となるよう、今回、基金条例を制定し、管理するものであります。

次に、議案第92号から議案第96号までの公の施設の指定管理者の指定に関する件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第92号の始良市蒲生観光交流センターは、観光の推進、交流人口の拡大、併せて、地域の振興を図るため、観光や特産品の情報発信の拠点として設置された施設であります。

この施設は平成23年10月から指定管理者制度を導入しておりますが、同施設の指定期間が26年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新するため、指定管理者の指定をするものであります。

内容につきましては、対象施設の名称は始良市蒲生観光交流センター、所在地は始良市蒲生町上久徳2308番地1、指定管理者に株式会社JTBコミュニケーションズ九州を引き続き指定するものであります。

議案第93号の始良市蒲生観光交流センター（別館）は、古民家を再生し、蒲生郷の暮らし展示のほか飲食の提供等を行っており、観光客や地域住民の憩いの場となっております。

この施設は、さきの蒲生観光交流センターと同様に、平成23年10月から指定管理者制度を導入しておりますが、同施設の指定期間が26年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新するため、指定管理者の指定をするものであります。

内容につきましては、対象施設の名称は始良市蒲生観光交流センター（別館）、所在地は始良市蒲生町上久徳2324番地、指定管理者に株式会社JTBコミュニケーションズ九州を引き続き指定するものであります。

議案第94号の始良市働く女性の家は、働く女性及び勤労者家族の女性の福祉の向上を図ることを目的としており、就業支援や働く女性の余暇活動の促進等のための講座等が開設される施設であります。

この施設は平成23年度から指定管理者制度を導入しておりますが、同施設の指定期間が26年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新するため、指定管理者の指定をするものであります。

内容につきましては、対象施設の名称は始良市働く女性の家、所在地は始良市西餅田3311番地1、指定管理者に株式会社総合人材センターを引き続き指定するものであります。

議案第95号の始良市文化会館、通称加音ホールは、地域の芸術・文化・創造活動の拠点として開館した施設であり、また、市民の生涯学習の振興及び福祉の増進に寄与することを目的とした施設であります。

この施設は平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、同施設の指定期間が26年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新するため、指定管理者の指定をするものであります。

内容につきましては、対象施設の名称は始良市文化会館、所在地は始良市加治木町木田5348番地185、指定管理者に公益財団法人始良市文化振興公社を引き続き指定するものであります。

議案第96号の始良市蒲生ふるさと交流館は、歴史、民俗、芸術及び図書等に関する資料を収集・保管・展示し、一般公衆の利用に供し、文化の発展に寄与することを目的とした施設であります。

この施設は平成23年度から指定管理者制度を導入しておりますが、同施設の指定期間が26年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新するため、指定管理者の指定をするものであります。

内容につきましては、対象施設の名称は始良市蒲生ふるさと交流館、所在地は始良市蒲生町上久徳2241番地、指定管理者に特定非営利活動法人L a b蒲生郷を引き続き指定するものであります。

なお、指定の期間につきましては、いずれの施設も平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

議案第97号 字の区域を変更する件につきまして、ご説明申し上げます。

県営農村振興総合整備事業加治木地区として、加治木町木田地区、加治木町小山田地区のほ場整備をしてまいりましたが、このほ場整備が完了したことに伴いまして、木田地区、小山田地区のほ場整備を行った区域について、整備後の農道・水路・ほ場に合わせ字を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはお手元の参考資料に明記しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業など国・県補助金の追加に伴う事業費の追加、住宅用太陽光設置事業補助金など実績見込みによる所要の経費のほか、給料、共済費等人件費にかかる補正予算などを計上いたしました。

まず、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。

なお、給料、共済費等人件費の補正につきましては、人事異動等に伴う補正であります。項目ごとの詳細につきましてはここでの説明を省略させていただきます。

まず、総務費関係について申し上げます。

14ページの文書広報費320万円の追加は、条例、規則、要綱などの制定、改廃に伴う市例規集追録関係経費であります。

16ページの賦課徴収費400万円の追加は、市税過誤納還付金であります。

次に、民生費関係について申し上げます。

20ページの介護保険費2,639万1,000円の追加は、介護サービス給付費の増加に伴う介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金が主なものであります。

21ページの児童福祉総務費1,503万7,000円の追加は、子ども子育て総合推進事業にかかるシステム構築及び児童相談支援システムを整備するための委託料が主なものであります。

次に、衛生費関係について申し上げます。

23ページの環境衛生費999万9,000円の追加は、住宅用太陽光発電設置補助金の実績見込みによる補正が主なものであります。

次に、25ページの労働費関係について申し上げます。

労働諸費331万4,000円の追加は、緊急雇用創出事業臨時特例基金の補助を受けて、農林業の振興と雇用の確保を図るため、主に農業地域資源の実態調査や6次産業化推進のための地域農林産物を活用した商品開発や販路拡大などに取り組むための委託料が主なものであります。

次に、農林水産業費関係について申し上げます。

27ページの治山林道費3,605万円の追加は、林業専用道フノ木線の開設工事費が主なものであります。この路線は昨年度からの継続事業であり、県補助金の交付決定を受けて今回の補正予算で対応するものであります。

次に、教育費関係について申し上げます。

37ページの文化財費500万円の追加は、昨年度市が寄付を受けた国登録有形文化財森山家主屋などの保存、整備にかかる経費に活用してほしいとのことでいただきました寄付金を基金に積み立てるものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は1億779万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は284億834万9,000円となります。この財源といたしましては、8ページから12ページまで掲げてありますように、県支出金4,351万4,000円、繰越金5,502万9,000円などで対応いたしました。

次に、第2条、4ページの繰越明許費について申し上げます。

平成25年度の国庫補助金交付決定を受けて今回補正予算を計上し、翌年度に事業完了となる子ども

子育て総合推進事業について、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、第3条、5ページの債務負担行為補正について申し上げます。

債務負担行為の追加は、始良市民歌等制作委託業務に伴う債務負担が、期間を平成26年度まで、限度額を330万円とし、農業近代化資金利子補給に伴う債務負担が、期間を26年度から31年度まで、限度額を11万4,000円とするものであります。

次に、議案第99号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回は、増加傾向にある医療費に対処するため、保険給付費の補正などを計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書14ページの総務費について申し上げます。

医療費適正化対策事業費123万8,000円は、国保総合システムに係る端末機器の購入経費の計上であります。

次に、15ページから17ページまでの保険給付費関係について申し上げます。

療養諸費4億1,100万円及び高額療養費1億円の追加は、本年度の医療費の伸び率の状況を勘案した不足見込額の計上であります。

次に、18ページの共同事業拠出金について申し上げます。

共同事業拠出金217万5,000円の追加は、鹿児島県国民健康保険団体連合会に支払う本年度の拠出額の計上であります。

次に、19ページの諸支出金について申し上げます。

償還金278万3,000円の追加は、前年度分の精算に伴う高齢者円滑補助金等の返納金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は5億1,719万6,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は98億3,965万6,000円となります。この財源といたしましては、5ページから13ページまでに掲げてありますように、国庫支出金1億9,956万円、繰越金2億4,400万2,000円などで対処いたしました。

次に、議案第100号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回は、介護給付費等の過不足に伴う補正と、地域支援事業費の過不足に伴う補正などを計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書13ページの保険給付費関係について申し上げます。

介護サービス給付費1億4,500万円の追加、14ページの介護予防サービス給付費3,000万円の追加及び15ページの特定入所者介護サービス給付費3,500万円の追加は、それぞれ給付費の増加に伴う不足分であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は2億1,130万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は59億7,169万3,000円となります。この財源といたしましては、5ページから12ページまでに掲げてありますように、国庫支出金5,166万6,000円、支払基金交付金6,090万円などで対処いたしました。

次に、議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回は、要支援認定者の増加に伴う地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画作成事業費の委託料を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書の6ページの介護予防計画作成事業費419万9,000円の追加は、ケアプラン作成委託料であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正額は419万9,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は6,889万9,000円となります。この財源といたしましては、5ページに掲げてありますようにサービス収入で対処いたしました。

以上、提案をいたしております議案14件につきまして一括してその概要を申し上げますが、よろしくご審議の上議決くださいますようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） これで、提案理由の説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

ただいま、提出案件14件について提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は12月6日の会議で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、各案件の処理は12月6日の会議で処理することに決定しました。

○議長（玉利道満君）

日程第19、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

及び

日程第20、諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

までの提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

今定例会に提案しております諮問第5号及び諮問第6号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております黒江景文氏、西尚美氏のお二方が、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、同2氏を委員候補として推薦するものであります。

黒江氏は、小学校教諭として長年勤務された後、退職後の現在も帖佐小学校区内にある、よねやま児童クラブの指導員としてクラブ設立当初から児童の健全育成に積極的に取り組んでおられ、平成17年4月から人権擁護委員としてその経験を遺憾なく発揮され、懇切丁寧な相談の対応に相談者からも信頼されております。

西氏は、教育委員や英会話講師として学校教育の向上に尽力してこられ、また、生涯教育の面でも青少年の育成、地域での社会教育活動に積極的に取り組んでおられます。また、長年にわたり食生活改善推進委員として食育の分野でも活躍されており、平成23年4月から人権擁護委員としてその経験



を遺憾なく発揮されておられます。

お二方ともに人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実状にも精通されております。

黒江氏は3期9年、西氏は1期3年のそれぞれの経験を生かされ、今後もその職務を十分に遂行できる最適任者として認め、諮問するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） ただいま、市長の提案要旨が発表になりましたが、両氏とも人格、識見、今までの経験とか、そういうのに始良市の人権擁護委員として多大な貢献をされたということは私は認識をいたします。

この黒江景文氏、ここでお尋ねをいたしますが、何も申し分はありませんけど、人権擁護委員として現在3期目の任期を終わろうとしていらっしゃる。これ1期3年ですか。そうすると、今度ここでこの諮問が認められますと、4期12年ということになります。市長及び担当部長が考えておられるこの人権擁護委員の、まだ72歳ということで、私よりもこの方は若い方で、ばりばりの黒江景文さんですが4期目になるわけですけど、妥当な線というのは、大体この4期目が終わって5期、6期と、その任期というのはどれぐらいというふうに考えておられますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

人権擁護委員につきましては一定の法務省の考え方がありまして、新任の場合が候補者が65歳以下、それから、今回再任のご提案をいたしますけれども、再任の時点で75歳未満の者ということでの一定の基準がありまして、現在、その要件に満たしているということですが、今回お認めをいただきますと3年の任期になりますが、3年後はもう再任の年齢を超えておりますので、今回で終了と、3年で終了ということになります。

以上です。

○5番（田口幸一君） はい、わかりました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

○23番（里山和子君） この人権擁護委員というのは、確か5名ぐらいおられたんですか。何名いらっしゃるかということと、この人権擁護委員に相談される相談内容とか、それから、件数は大体その委員ごとにどのくらいあるのかということです。それと、人権擁護委員会というのはどういうふうにして何回ぐらい開かれていて、どういう内容の会議になっているのか、もし開かれているとしたらお知らせください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） まず、人権擁護委員の人数でございますが、始良地区が5名、それから、加治木地区が3名、それから、蒲生地区が2名でございます。これは、人口が始良市が約7万5,000

でございますが、7万5,000の規模に対しては大体10名という国の考え方がございます。

それから、人権擁護委員の相談の内容ということなんですけれども、特に家庭関係、それから金銭関係です。それから、婚姻、離婚、相続関係、それから、土地関係。具体的に、例えば、小学生の不登校の事案とか、あるいは、妻に対するDVとか、そういう人権に関するさまざまな相談がございます。

それから、件数でございますけれども、黒江氏の場合が平成17年の4月からでございますが、大体年平均7回の相談を受けてらっしゃいます。それから、人権の啓発活動、これが14回でございますが、件数が年平均7回なんですけれども、相談の内容によってこれは数回相談を受けるケースもございますが、同じ内容は1件と数えておりますので、年平均7回ということなんです。それから、西氏の場合が平成23年の4月からでございますが、相談件数が年平均13回、それから、人権啓発活動が18回ということで、実績を持っていらっしゃいます。

それから、人権委員の委員会等でございますけれども、人権擁護委員の協議会というのがございまして、これは年に数回ございますが、始良市のほうから出会時の旅費の支給等を出しておりますが、基本的には報酬はございませんので無報酬ということで、国からの旅費、それはあります。そういうことで、内容についてはそれぞれ人権擁護委員の事例を出されて、識見の高い方々なんですけれども、難しい事例といたしますか、そういうものについてのどういう形で解決に向けて進めていくかというような内容を協議をされているようでございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） 中には最近は大変経済事情も悪いし、いろいろ問題のある社会になってるんですけれども、解決できない問題等があつて、どこかに相談とか依頼とか、そういうことをする場合もあるんでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 現在、擁護委員が10名、先ほどいらつしゃると申し上げましたが、それぞれ識見の高い方でございますが、年齢が50歳から70歳ということでなかなかその事案に対して100%解決できないケースもございますが、そういう場合はネットワークといたしますか、それぞれの人権擁護委員で情報交換をされて解決に向けると。それから、なかなか難しい場合は法務省のほうに報告をされて、指示を受けるというようなことであるようでございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに。

○29番（森川和美君） お尋ねしますが、この黒江氏、先ほどから提案にもありますように人格、識見、その他もろもろのことについては何も異論はないわけですが、いつも同じようなお尋ねをするんですけれども、3期9年されて、さらに4期目の3年をお願いされているわけですが、なぜこの多くの人材宝庫の中にいらつしゃる方を3回もお願いし、4期目も同じ方が出てこなければならないのか、そこはどういった体制で人材を選出されているらつしゃるんですか。これが1点と、もう1つは、先ほど再選の場合は75歳まではいいというふうなことでしたが、それはどこの機関がそれを定めてるんですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 1点目のご質問にお答えしますが、先ほど10名いらっしゃるといふことなんですけれども、若干年代別の構成を申し上げますと、平均年齢がまず65.4歳でございます。50代が2人、それから、60代が3名、それから、70代が5名という年齢構成になってるんですけれども、この人権擁護委員というのは人権に関する非常に専門的で、しかも非常に見識の高い方が要求される、非常に重要な人物になるわけなんですけれども、前回の議会でも申し上げましたようにそれぞれの人権擁護委員の年齢層がこういう形になってるんですが、このままの大体年齢層でローテーションをかけて、3年置きに組みかえていくというようなことで、今回72歳でありますけれども、次回は年齢的に資格はございませんので、次回の推薦の方は一番若い年齢の方を新規として推薦をしたいというふうに考えております。

それから、始良市の場合、いろんすすぐれた人材の方は確かにいらっしゃいまして、新規に信任をする場合はそういった人材の方から選出をしたいと考えておりますけれども、なかなかこちらのほうからお願いをしましても、非常にすぐれた方であっても今度は本人の同意が要る、了承が要るという側面もございまして、例えば、一般公募とかそういう方法もあるんでしょうけれども、なかなか、例えば、公募をして3人出た場合は、今度はどういう基準でまた1人に絞り込むかとか、いろん制限がございまして。

そのような中で、基本的にはこの年齢層でローテーションをかけて、年齢を超えた方については一番若い世代から選出をしていくというようなことを考えております。

それから、始良市の場合、今後、人材登録バンク制度というような新たな制度も考えておりますので、今後その登録の中からも1つの選び方として考えていきたいというふうに考えます。

それから、年齢制限でございますが、これは法務省の運用の面の運用基準の中で、新任の候補が65歳、それから再任が75歳未満ということで、運用の基準の中で設けられているようでございます。

以上です。

○29番（森川和美君） 私が尋ねたことにあまりまともに答えてないんですが、じゃあ、逆にお尋ねしますが、この相談をされる側の年齢は年代別にわかりますか。

それと、年齢制限の運用は法務省の規定に従っているという説明でしたが、本市においてはどのようなふうにご考えているんですか。ただこの法務省、このとおり運用するということですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 今回の提案については諮問ということで議案を出しておりますが、これは人権擁護委員法の第6条第3項に市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者の推薦をするということが市町村の役割になっておりまして、主体は国ということでございます。

それから、年代別の件数につきましては、ちょっと今データを持っておりませんので、後ほどまた答弁をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○29番（森川和美君） なぜその相談者の年齢を聞いたかといいますと、いわゆる人権擁護委員が高年齢な方ばかりですよ。やはり今の世の中は、若い方も非常に悩み苦しみがあるわけですよ。そういった方にやはり年を重ねた方の過去の経験、いろん等々のことの相談に乗れる部分もありますが、若い人にどうしても幅が狭いんじゃないかと思ってるんですよ。ですから、若くてもそういうい

ろんな経験及び識見、知識等を持っておられる方がたくさんいらっしゃると思うんですよ。そうして、ほとんど平均年齢が60以上ということなんですが、そこらをもう少し慎重に考えられた経緯はあるんですか。これで終わりになりますけど。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 今回の諮問につきましては、お二人とも非常に熱心で、ぜひ引き続きやりたいという、そういうことで諮問しているわけなんですけれども、今、議員がおっしゃるように、今先ほど私がローテーションということを行いました、今後新規の方を推薦する場合は極力若い方を推薦していきたいというふうに基本的に考えております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩します。休憩15分程度といたします。

全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。執行部もどうぞ。

（午前10時52分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時07分開議）

○議長（玉利道満君） ただいま開催いたしました全員協議会で、諮問第5号と諮問第6号の意見がまとまりましたので、お手元に配付した意見のとおり、適任であると答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号と諮問第6号は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって散会とします。

なお、次の会議は、11月28日午前9時から開きます。

（午前11時08分散会）